

藤沢市青少年問題協議会委員の任命について

- 1 任命した者
- 2 別紙資料のとおり  
任期  
2005年4月1日から2006年12月31日まで
- 3 任命した理由  
関係行政機関から選出した藤沢市青少年問題協議会委員に変更があったことに伴い、藤沢市青少年問題協議会条例第2条の規定により補欠の委員を任命したことによる。

参考

藤沢市青少年問題協議会条例 抜粋

（組織）

第2条 協議会の委員の数は、24人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 藤沢市議会議員   | 2人以内  |
| (2) 関係行政機関の職員 | 4人以内  |
| (3) 学識経験者     | 18人以内 |

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。